

【介護】特別地域加算等に係る対象地域一覧表（令和7年度）

※1 中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域は、長野市、松本市、塩尻市及び特別地域加算対象地域を除いた地域となります。ただし、訪問介護における当加算の対象地域は、特別地域加算対象地域を除いた地域となります。（長野市、松本市及び塩尻市を対象地域に含みます）

※2 ○は市町村全域

※3 中山間地域等に該当する地域を整理したのですが、加算の算定に当たっては、市町村等に地域確認を行ってください。（辺地地区は旧町村名と一致しないため確認が必要です）

対象地域要件		振興山村	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯及び特別豪雪地帯	辺地	特定農山村	過疎地域
根拠条文		山村振興法第7条第1項	厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項及び第2項	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項
特別地域加算(15%)		●	●				
中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 上記※1参照				●	●	●	●
中山間地域等の居住者へのサービス提供加算(5%)		●		●	●	●	●
佐久	小諸市	—	—	—	—	○	—
	佐久市	内山、春日	—	—	黒田・大月、東立科・美笹、丸山・馬坂・広川原、湯原新田・十二新田、協西・合の沢・大木・長者原・春日西久保・春日東久保、印内原・御牧原(望月)、苦水、東地	大沢、内山、志賀、切原、田口、本牧、布施、春日、協和	—
	小海町	○	—	—	—	○	○
	川上村	○	—	—	川端下、梓山、居倉、樋沢、秋山、大深山、原、御所平	○	—
	南牧村	○	—	—	平沢、野辺山、板橋、川平、広瀬、市場、海ノ口、海尻	○	—
	南相木村	○	—	—	三川・立原、栗生・栗生川、加佐、中島、和田、祝平、第八、日向	○	—
	北相木村	○	—	—	白岩	○	○
	佐久穂町	大日向、栄、畑八	—	—	大張・中尾・屋敷入、中谷、矢沢・宿戸、古谷、うそのくち、松井、八郡、大石、馬越、余地本郷、平川原、大日向本郷、下川原、館・旭、大岳、影・新田、穴原・筆岩、佐口・上野	○	○
	軽井沢町	伍賀	—	—	—	—	—
	御代田町	—	—	—	—	—	—
上田	立科町	芦田	—	—	蓼科・中尾	○	○
	上田市	傍陽、長、室賀、西内、武石	—	旧塩田町、旧川西村、旧丸子町、旧武石村を除いた地域	菅平東組、菅平中組、菅平向組、菅平西組、渋沢、野倉、余里、上本入西部、上本入東部、西内、平井	東内、西内、殿城、西塩田、室賀、傍陽、長、本原、武石	—
	東御市	—	—	—	聖、奈良原、東・西入	○	—
	長和町	大門、和田	—	—	鷹山、姫木	○	○
諏訪	青木村	青木	—	—	入奈良本、弘法、釜房、湯原宮沢、原池	○	—
	岡谷市	—	—	—	—	—	—
	諏訪市	—	—	—	後山	湖南	—
	茅野市	—	—	—	白樺湖、車山	米沢、豊平、泉野、金沢、湖東、北山	—
	下諏訪町	—	—	—	—	○	—
伊那	富士見町	—	—	—	—	○	—
	原村	—	—	—	—	—	—
	伊那市	長藤、三義、藤沢、伊那里、美和	—	—	横山、平沢、杉島、小屋敷、上新山、荊口、松倉、片倉、御堂垣外、山室	長藤、三義、藤沢、高遠、河南、伊那里、美和	—
	駒ヶ根市	中沢	—	—	東部、吉瀬、中曽倉第1	中沢	—
	辰野町	川島	—	—	鴻ノ田、上野	○	—
	箕輪町	東箕輪	—	—	—	東箕輪	—
	飯島町	—	—	—	—	七久保	—
伊那	南箕輪村	—	—	—	—	—	—
	中川村	南向	—	—	上北山方、柳沢、飯沼	○	○
	宮田村	—	—	—	—	—	—

対象地域要件		振興山村	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯及び特別豪雪地帯	辺地	特定農山村	過疎地域
根拠条文		山村振興法第7条第1項	厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項及び第2項	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項
特別地域加算(15%)		●	●				
中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 上記※1参照				●	●	●	●
中山間地域等の居住者へのサービス提供加算(5%)		●		●	●	●	●
飯田	飯田市	千代、上、木沢、和田、八重河内、南和田	—	旧南信濃村の地域	梨子洞、毛呂窪、法全寺、米峰、箱川、田力、泉垣外、程野、下栗、雲母、尾科、尾林、大郡、原平、平栗、木沢、八重河内、南和田	飯田、下久堅、千代、上久堅、上、木沢、和田、八重河内、南和田	—
	松川町	—	—	—	生東、西山	生田	—
	高森町	—	—	—	—	○	—
	阿南町	和合	—	—	和合、和知野、帯川、梅田、鴨目、大島、新木田、雲雀澤	○	○
	阿智村	智里、浪合、清内路	—	—	本谷園原、浪合北部、浪合東部、浪合中央部、浪合治部坂、上清内路	○	—
	平谷村	○	—	—	—	○	○
	根羽村	○	—	—	北洞、東洞、西洞、南洞、小戸名浅間、小川中野	○	○
	下條村	—	—	—	新田、親田、入野、阿知原、小松原、鎮西	—	—
	売木村	○	—	—	—	○	○
	天龍村	○	—	—	向方	○	○
	泰阜村	○	—	—	金野、稲伏戸、三耕地、万場・黒見・明島、平島田、我科	○	○
	喬木村	—	—	—	大島、加々須、氏乗、上の原	○	—
木曽	豊丘村	神稲	—	—	福島、佐原、長沢、壬生沢	○	—
	大鹿村	○	—	—	梨原、北入、上青木	○	○
	木曽町	新開、日義、開田、三岳	—	—	髭沢、下条、倉本、井原、屋敷野、牧、梓本、上条、川上・正沢、新地・渡沢、小西・藤沢、越・西又、小野原東奥	○	○
	上松町	○	—	—	—	○	○
	南木曽町	○	—	—	与川、柿其、広瀬、塚野、蘭、向栗畑・栗畑、大野正兼	○	○
	木祖村	○	—	—	栗屋、栃の木	○	○
松本	王滝村	○	—	—	—	○	○
	大桑村	○	—	—	伊奈川	○	○
	松本市	錦部、中川、奈川、安曇	—	旧安曇村の地域	執田光、保福寺上手町、みより、安曇番所、安曇沢渡、三和、入田、中塔、小室、八景山	入山辺、今井、片丘、本郷、錦部、会田、五常、中川、奈川、安曇	—
	塩尻市	檜川	—	—	勝弦	宗賀、檜川	—
	安曇野市	—	明科	旧穂高町、旧堀金村の地域	—	東川手、西穂高、鳥川、三田	—
	筑北村	本城、坂井	坂北	—	大野田、別所、大沢新田	○	○
	麻績村	—	○	—	高桑部	—	○
	生坂村	生坂	—	—	小立野	○	○
大町	山形村	—	—	—	美野里ヶ丘	—	—
	朝日村	○	—	—	御馬越、北村、上組	○	—
	大町市	八坂、美麻	平	旧八坂村を除いた地域	八坂・美麻	八坂、美麻	○
	池田町	—	大字広津、大字陸郷	—	広津	陸郷、広津	—
	松川村	—	—	○	鼠穴、川西	—	—
	白馬村	—	○	○	内山、嶺方、野平、落倉	北城	—
	小谷村	○	—	○	大網、池原、白馬大池、土倉、大渚、北小谷	○	○

対象地域要件		振興山村	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯及び特別豪雪地帯	辺地	特定農山村	過疎地域
根拠条文		山村振興法第7条第1項	厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項及び第2項	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項
特別地域加算(15%)		●	●				
中山間地域等における小規模事業所加算(10%) 上記※1参照				●	●	●	●
中山間地域等の居住者へのサービス提供加算(5%)		●		●	●	●	●
長野	長野市	豊栄、大岡、戸隠、鬼無里	—	特別豪雪地帯:旧戸隠村、旧鬼無里村の地域 豪雪地帯:旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信更村、旧更北村、旧松代町を除いた地域	十二、山新田、高野、古藤、大森、芋井北部、芋井東部、芋井南部、門沢、信里北部、小坂、宇和原、信級、信州新町南部、信州新町西部、長井、日下野東、日下野、地京原、伊折、奈良井、和平、吉原、七二会北部、新田・聖北台、川口、上楠川、峯区南、根越、芋井飯綱、東京、牧南	浅川、川柳、塩崎、信里、真島、豊栄、西条、保科、大岡、牧郷、戸隠、柵、鬼無里、信州新町、中条	—
	須坂市	仁礼、豊丘	—	旧東村の地域	峰の原	仁礼、豊丘	—
	千曲市	—	—	—	大田原横手	森、倉科、桑原、八幡、力石、更級	—
	坂城町	—	—	—	—	—	—
	小布施町	—	—	—	—	—	—
	高山村	○	—	○	奥山田	○	—
	信濃町	信濃尻	—	○	古海、熊坂・柄山、黒姫・長水、北信、荒瀬原、瑞穂、柴津	柏原、信濃尻、三水	○
	飯綱町	—	—	○	奈良本、東柏原、毛野、下赤塩、上村	—	○
北信	小川村	—	—	○	薬師	○	○
	中野市	—	—	○	永江北部、奥手山、三俣、米山	豊井、永田	—
	飯山市	岡山	—	○	富倉、一山、岡山上段、岡山下段、斑尾、桑名川	柳原、岡山、瑞穂	○
	山ノ内町	平穏、夜間瀬	—	○	志賀高原、乗廻	○	○
	木島平村	往郷、上木島	—	○	馬曲、高社山	○	○
	野沢温泉村	市川	—	○	虫生、七ヶ巻、東大滝	○	○
	栄村	○	—	○	秋山、泉平、中央、北野	○	○